

患者様およびご家族各位

院内感染対策委員会

面会についてのお願い

当院では原則「面会禁止」としてはいますが、現在埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の感染者数が一定程度に収まっています。

そこで当院では面会禁止を継続しながら、一定条件の緩和と共に下記運用を開始いたします。

【面会方法】

医師が許可した場合に限り面会可とし、完全予約制です。病棟へ連絡し、予約してください。

【面会時の持ち物】

新型コロナウイルスワクチン接種証明書

【面会可能な方の条件】

○新型コロナウイルスワクチンを3回接種済で、接種後2週間以上経過している方

※2022年11月9日より、接種回数2回の方は不可とさせていただきます。

(ただし重症・急変などで、病院から来院要請があった場合や、病状説明・手術の待機などはワクチン接種の有無を問いません)

○現在、無症状の方(37.0℃未満)

○不織布マスクの着用



【面会をお断りする例】

※ご本人、または身近な方が流行性疾患(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、流行性角結膜炎など)に罹患している可能性がある場合

※新型コロナウイルスに罹患歴のある方で、発症日を0日とし10日間経過していない方

(厚生労働省は一般の隔離解除日を7日間と定めていますが、高齢者やハイリスク者がいる施設には10日間まで自主的な感染予防行動の徹底が注意喚起されているため)

※新型コロナウイルスワクチンを接種していない方



【面会の規定】

○面会可能回数：患者さん1人に対して原則週1回(病態に依り変更可)、大部屋は1名・個室は2名まで。

家族のみとし、友人・小学生以下はご遠慮いただきます。

○面会可能時間：14時～17時(左記時間内で1人1回あたり15分以内)

【面会方法】

1. 不織布マスク着用の上、東棟1階入り口でアルコール手指衛生を行い入館し、病棟へお越しください。
2. 各病棟の窓口で検温を行い、面会簿にご記入ください。新型コロナウイルス感染症接種証明書または接種記録の確認後、面会証とタイマーをお渡しします。タイマーは胸から下げてください。
3. 病室前でアルコール手指衛生を行ってから入室し、ご面会ください。直接の接触はお控え願います。
4. 15分経過したら面会終了です。退出時には再度、アルコール手指衛生をお願いします。

※病棟に入れる人数も制限しています。人数が多い場合は、お待ちいただくこともあります。

ご了承ください。